



わたなべ よしまさ  
**渡辺 佳正**  
(日本共産党議員団)

## 在宅医療の推進について

**問** 国が在宅看取り率を40%に増やす目標に対して、静岡県の1%増の目標はあまりにも低いのではないかと。

**部長** 県の数値目標であり、市としての具体的な数値(目標)はない。

**問** 地域の診療所、市立病院、医師会、介護事業所などが連携した在宅医療のシステムを、市が中心になって作っていく考えはどうか。

**病院長** 数年後に総合医が増えてくれば、家庭医との連携、在宅医療体制もできてくると思う。



**部長** 医師、介護保険事業所、薬剤師など多くの専門職が集まって、今後も定期的に協議・検討を進めていく。

**要望** 当市で実際に訪問診療が進んでいない現実をふまえて話を進めていただきたい。

## 災害時のごみ収集とプラスチックごみ・生ごみの分別収集について

**問** 災害時のごみ収集について、地域事業者と具体的な協定を結ぶ必要があるのではないかと。

**部長** 今後、検討していく。

**問** 令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法で、プラスチックごみの分別収集能力が事業者選定の重要な要素になると考えるが、いかがか。

**部長** 収集運搬事業者やリサイクル事業者との連携が不可欠と認識し、策定中の一般廃棄物基本計画にその旨を記載する。

**問** 燃えるごみの中で4~5割を占めると言われる生ごみについて、水分削減・たい肥化などの新しい技術を、市は検討しているか。

**部長** 技術革新を研究し、当市にふさわしいものを取り入れていきたい。



うえまつ けんいち  
**植松 健一**  
(至誠)

## ペットマナーについて

**問** 飼い犬条例により行っていることは。

**部長** 当市の飼い犬条例は、飼い犬の適正管理により公衆衛生の向上を図る事を目的に制定されている。飼い主の適正な飼育管理として公共の場所や他人の土地への汚損、つまりふん尿の後始末の徹底、飼育する場所や係留方法について規定している。

**問** ペットについての苦情はどのように対応しているか。

**部長** 苦情対応として、ペットの飼い主宅を訪問し、飼育方法の現状確認の上、犬の場合は飼い犬条例に基づく指導を行っている。猫の場合は飼育に関する法令が存在しないため、飼い主の道義的な責任として、他人に迷惑がかからない飼育を心がけるようお願いしている。

## 遊休農地対策について

**問** 令和3年4月1日より農地取得等に関わる面積要件の一部緩和が行なわれたが、その趣旨について。

**部長** 農地の権利の取得について農地法施行規則を適用し、下限面積を30アールに設定しているため、耕作したいという意向があっても広すぎて耕作できないとして取得を諦める方がいた。農業委員会では、新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用を図る観点から、面積要件を一部緩和し、一定要件の下での取得の下限面積を1アールに設定した。

**問** 面積要件の緩和によりハードルは下がったが、今後新規就農促進のための施策はあるか。

**市長** 農家でない人が農地を取得できるように全国でも珍しい制度を作ったが、要件に該当する農地が少ないこともあり、今後いろいろ検討して改善していく必要があると思っている。あくまでまだ実験的な段階であり、今後もっといい形で展開していけるようにしていきたい。